

議員提出第15号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第1
3条第1項の規定により提出する。

平成22年12月9日

提出者

足立区議会議員	鈴木	進
同	藤沼	壮次
同	うすい	浩一
同	しのはら	守宏
同	加藤	和明
同	鴨下	稔
同	秋山	ひでとし
同	たきがみ	明
同	渕上	隆
同	鈴木	けんいち
同	ぬかが	和子
同	たがた	直昭
同	米山	やすし

足立区議会議長 古性重則 様

(提案理由)

議員の期末手当の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成23年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の
適用については、第8条第2項中「100分の25」とあるのは「1
00分の18」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。